

平成 28 年度「学校いじめ防止基本方針」

| | | |
|------|--------------|-----------------------|
| 学校番号 | 64 | 課程 (障害種別) |
| 学校名 | 福岡県立 明善高等 学校 | ※(全日制) 定時制 通信制 () |

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめはすべての生徒で起こりうるとの事実をふまえ、全職員で下記を達成することを目標とする。

- ①いじめが起こりにくい学校作り
- ②いじめが早期に発見できる職員体制作り
- ③多様化・複雑化するいじめへの対応を適切に行うための職員の資質能力の向上

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

学校の教育活動全体を通して、いじめに向かわせない態度・能力の育成に取り組むことで、未然防止につなげるものとする。また、いじめが生まれる背景について全職員の共通理解を図り、研鑽を行うものとする。具体的に、日常的に下記を重点目標として、いじめの未然防止に努める。

①分かる授業作り

本校生徒は、高い学力を持って入学してきている。しかしその反面、少しでも差が出ることにより不安や自信のなさからストレス症状となって現れることがある。若干の差を気にすることなく、教師の授業力と生徒の学習力で質の高い授業を展開し、全生徒に確かな学力を身につけさせる。

②規律の確立

授業を中心とした学校生活全ての場で、挨拶、時間厳守など基本的な社会的マナーを身につけさせるとともに、自分以外の人に対する配慮の精神を養う。

③自己有用感の向上・自尊感情の向上

生徒会行事では生徒自身に企画・運営させるなど、生徒を中心として全生徒が一丸となった行事作りを行い、自己達成感を育成する。

平成 28 年度「学校いじめ防止基本方針」

| | | |
|------|--------------|------------------------|
| 学校番号 | 64 | ※ 課程 (障害種別) |
| 学校名 | 福岡県立 明善高等 学校 | 全日制 (定時制) 通信制 () |

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめはすべての生徒で起こりうるとの事実をふまえ、全職員で下記を達成することを目標とする。

- (1) いじめが起こりにくい学校作り
- (2) いじめを早期に発見できる職員体制作り
- (3) 多様化・複雑化するいじめへの対応を適切に行うための職員の資質能力の向上

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

学校の教育活動全体を通して、いじめに向かわせない態度・能力の育成に取り組むことで、未然防止につなげるものとする。また、いじめが生まれる背景について全職員の共通理解を図り、研鑽を行うものとする。具体的に、日常的に下記を重点目標として、いじめの未然防止に努める。

(1) 分かる授業作り

本校入学前に不登校であったり、引き籠もりであったりしている生徒が大部分であることを踏まえ、入学当初から中学校内容の復習に多くの時間を取り入れるなど、年間指導計画を工夫し、内容理解を基本として授業を展開する。

(2) 規律の確立

授業を中心として、挨拶など基本的な社会的マナーを身につけさせ、特に儀式的行事を通して礼節を保つ意識を育てる。

(3) 自己有用感の向上・自尊感情の向上

特別活動において生徒自身に企画・運営させるなど、生徒会を中心として全生徒が一丸となった行事作りができるよう支援し、生徒に達成感を味わわせることで自己有用感・自尊感情の向上に帰する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは気づきにくい形で行われるとの認識に立ち、

- ① 積極的にいじめを認知し、全職員で関わる体制を作る。
- ② 日常から、生徒との望ましい信頼関係の構築に努め、生徒の細かい変化を見逃さない高いアンテナを保つ。
- ③ 積極的に情報交換を行い、全職員で情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

① 生徒情報交換会

毎週月曜日に実施する。刻一刻と変化する生徒の様子を可能な限り新しい情報で共有し、生徒理解と指導に役立てる。

② 学校生活アンケート・いじめに特化した無記名アンケート

いずれかを月に一回実施する。担任を中心として即日点検を行い、日頃の観察で見逃している変化がないか確認するとともに、気になる生徒の変化を察し、面談に利用する。

③ 教育相談

アンケートを通して生徒の変化に気づくのでは遅いとの認識に立ち、教育活動全体を通して日頃と異なる生徒の変化を見逃さず、機を逸することのないように積極的に教育相談を行う。さらに、該当生徒への援助・指導を行うとともに全体への指導に役立てる。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

下記に主眼を置きながら、速やかにいじめに係る事態を止めることを最優先として、問題の解消を目指す。

- ① 被害生徒のケア
- ② 加害生徒の指導
- ③ 生徒の人格の成長を促しながら、保護者との連携を密にして問題の再発を防ぐ。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 直ちに「いじめ防止委員会」に情報を共有し、組織的な対応を行う。
- ② いじめ防止委員会が中心となって、聞き取りなど事実関係の把握を行い、校長に報告する。
- ③ 校長は県への報告・連絡を行い、被害生徒の保護者へ連絡を指示する。
- ④ 教育上の指導が十分な成果をあげられない場合や、生徒の心身に被害を及ぼす恐れがあるときには、ためらうことなく久留米警察署へ通報し、支援を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① 被害生徒に非はないことと、自尊感情の向上に留意しながら事情聴取を行う。被害生徒に対して徹底して守り抜くことを伝えるなど、不安を取り除くとともに、安全確保を行う。
- ② 信頼できる周囲の人と連携し、安心して学校生活を送れるような環境を整備する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめ防止委員会を中心として、全職員が連携し、組織的に再発防止の措置を講ずることとする。保護者に対しては迅速に事実を伝えた上で、今後の指導に対する理解と協力を求め、生徒の健全な人格の形成に向けて継続的に助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

特定の加害者・被害者への指導にとどまらず、集団の一員として互いを尊重しあえる人間関係を構築できるよう、生徒が自分自身の問題としてとらえ、個々の成長を促すことができるよう継続的に指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

不適切な情報の拡散を防ぐため、直ちに削除の措置をとる。しかし、ネット上のいじめが発見しにくいという特色を踏まえ、情報モラル教育を推進することが必要であり、保護者の理解を得られるよう、日頃から協力を求めることとする。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査組織の設置

重大いじめ調査委員会を設置し、外部専門家等への依頼を行う。

- ② 調査を開始する
事実を客観的にかつ速やかに調査する。なお、情報提供者への配慮を最優先として調査を行う。
- ③ 調査結果を県教育委員会を通じて県知事に報告
報告は「いじめ問題の報告について」（25教高第3526号）による。

（2）調査結果の提供及び報告

- ① 調査により明らかとなった事実関係を適切に提供する。
アンケート用紙など被害生徒やその関係者へ提供することがあることをあらかじめ伝えるなど、関係者の個人情報に十分配慮して行う。
- ② 調査結果を県教育委員会を通じて県知事に報告
報告は「いじめ問題の報告について」（25教高第3526号）による。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 いじめ防止委員会

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの未然防止を効率的かつ効果的に推進するため、以下のような機能をもつ。

- ① 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報があったとき、その調査・解決に向けて具体的な方策を組織的に実施するための中心的な役割
- ④ 家庭・地域との連携を図り、協力をお願いする。

（3）いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 組織名を重大いじめ調査委員会とする。
- ② 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは気付きにくい形で行われるとの認識に立ち、

- ①積極的にいじめを認知し、できるだけ多くの職員で関わる体制を作る。
- ②日常からの望ましい信頼関係の構築に努めることで、生徒の細かい変化を見逃さない高いアンテナを保つ。
- ③積極的に情報交換を行い、全職員で情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

①面談の活用

面談週間や昼休み、放課後等を使い二者面談を定期的実施し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

②アンケート

生徒を対象とした「学校生活アンケート」を4月・5月・7月・9月・10月・12月・1月・3月に実施、「いじめに特化した無記名のアンケート」を6月・11月・2月に実施する。担任を中心として即日点検を行い、日頃の観察で見逃している変化がないか確認する。保護者対しては、「いじめのサインを見逃さないためのチェックリスト」を活用する。また、心のポストを保健室前に設置し養護教諭が毎日チェックする。

③教育相談

アンケート等で生徒の変化に気づくのでは遅いとの認識に立ち、教育活動全体を通して日頃と異なる生徒の変化を見逃さず、機を逸することのないように積極的に教育相談を行う。（心の相談、月1回開催）さらに、当該生徒への援助・指導を行うとともに全体への指導に役立てる。

④教育相談委員会

学期1回教育相談委員会を行い早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

下記に主眼を置きながら、速やかにいじめに係る事態を止めることを最優先として、問題の解消を目指す。

- ①被害生徒のケア
- ②加害生徒の指導
- ③生徒の人格の成長を促しながら、保護者との連携を密にして問題の再発を防ぐ。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①直ちに「いじめ防止委員会」に情報を共有し、組織的な対応を行う。
- ②いじめ防止委員会が中心となって、聞き取りなど事実関係の把握を行い、校長に報告する。
- ③校長は県への報告・連絡を行い、被害生徒の保護者への連絡を指示する。
- ④教育上の指導が十分な成果をあげられない場合や、生徒の心身に被害を及ぼす恐れがある

ときには、ためらうことなく久留米警察署へ通報し、支援を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① 被害生徒に非はないことと、自尊感情の向上に留意しながら事情聴取を行う。被害生徒に対して徹底して守り抜くことを伝えるなど、不安を取り除くとともに、安全確保を行う。
- ② 信頼できる周囲の人と連携し、安心して学校生活を送れるような環境を整備する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめ防止委員会を中心として、全職員が連携し、組織的に再発防止の措置を講ずることとする。

保護者に対しては迅速に事実を伝えた上で、今後の指導に対する理解と協力を求め、生徒の健全な人格の形成に向けて継続的に助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

特定の加害者・被害者への指導にとどまらず、集団の一員として互いを尊重し会える人間関係を構築できるよう、生徒が自分自身の問題としてとらえ、個々の成長を促すことができるよう継続的に指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

不適切な情報の拡散を防ぐため、直ちに削除の措置をとる。しかし、ネット上のいじめが発見しにくいという特色を踏まえ、情報モラル教育を進めることが有効であり、保護者の理解を得られるよう、日頃から協力を求めることとする。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査組織の設置

重大いじめ調査委員会を設置し、外部専門家等への依頼を行う。

② 調査を開始する

事実を客観的にかつ速やかに調査する。なお、情報提供者への配慮を最優先として調査を行う。

③ 調査結果を、県教育委員会を通じて県知事に報告

報告は「いじめ問題の報告について」（25教高第3526号）による。

(2) 調査結果の提供及び報告

①調査により明らかとなった事実関係を適切に提供する

アンケート用紙など被害生徒やその関係者へ提供することがあることをあらかじめ伝えるなど、関係者の個人情報に十分配慮して行う。

②調査結果を、県教育委員会を通じて県知事に報告

報告は「いじめ問題の報告について」（25教高第3526号）による。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの未然防止を効率的かつ効果的に推進するため、以下のような機能をもつ。

① 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

② いじめの相談・通報の窓口としての役割

③ いじめの疑いに関する情報があったとき、その調査・解決に向けて具体的な方策を組織的に実施するための中心的な役割

④ 家庭・地域との連携を図り、協力をお願いする。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

① 組織名を重大いじめ調査委員会とする。

② 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

③ 客観的な事実関係を速やかに調査する。

④ 当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。